

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中土佐町内の人口構造は、65歳以上の高齢者が40%を超えており、少子高齢化が深刻な問題となっている。

産業別就業者数については、農林水産業約19%、卸売・小売業約14%、製造業10%、建設業10%、他にも医療福祉、飲食宿泊業等、多様な業種が中土佐町の経済を支えている。また、中土佐町の事業所数は383事業所あり、製造業は、33事業所である。

エリア的には、主に駅前周辺に卸・小売業、金融業、臨海エリアには水産業、水産加工業、山間部では農林業が行われている。

現在、中土佐町内の中小企業は、人口の減少、高齢化による人手不足、後継者不足等の課題に直面している。そのため、定年後も引き続き就業している事例やハローワークに従業員の募集を出しても応募がない事例も発生している。このような現状を放置すると産業基盤が失われかねない状況である。このような中、中土佐町では創業支援事業計画の策定、地域産業後継者育成支援事業、空き店舗活用支援事業等に取り組んでいる。中土佐町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中土佐町の中小企業では、人口の減少及び高齢化により労働力不足である。そのため、設備投資を促進し、生産性を向上させ、企業の経営や地域経済の活性化につなげる。

計画期間中に先端設備等導入計画の認定事業者数3件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中土佐町の産業は、農林水産業、卸売・小売業、製造業、建設業等、多岐に渡り、多様な業種が中土佐町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援

する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中土佐町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中土佐町では多種多様な産業が、経済、雇用を支えているため、全ての事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。